

遺産分割協議書の作成

遺産分割に関して共同相続人全員の合意が成立したときは、遺産分割協議の内容を証明するためにも、また、遺産相続協議のむし返しを防ぐためにも遺産分割協議書を作成しておくことが重要であり、不動産の移転登記や金融機関での名義変更手続、相続税の申告手続等には必要な書類となる。遺産分割協議書には、相続人全員が署名捺印しなければならない。そうして作成された遺産分割協議書は、相続が発生したことを証明する書面となり、また相続人全員の合意のもとに遺産分割協議が成立した証明となる。

I. 遺産分割協議書作成時の主な注意事項

1. 被相続人や相続人の氏名・本籍・住所・生年月日・被相続人との続柄等を明確に記載する。
2. 各相続人の氏名・住所は、住民票や印鑑証明書に記載されているとおりに記載する。
3. 遺産は、不動産の場合は登記事項証明書等の記載どおりに、その他の財産は他の財産と区別ができるように明確に記載する。
4. 誰がどの遺産を取得するのか、具体的に記載する。
5. 後日新たな遺産が判明した場合、誰がどのように取得するのか明記しておく。
6. 各相続人自身が署名し、捺印は実印を使用して印鑑証明書を添付する。
7. 相続人数分作成し、各相続人が一通ずつ所持する。
8. 遺産分割協議書が1枚では足りずに複数枚になった場合には、各用紙の間に相続人全員の契印を押す。
9. 銀行等金融機関では、独自の専用用紙に署名捺印をし、その提出を求める場合もあるので、予め取引のある金融機関に確認をし、遺産分割協議書の作成時に一緒に作成すると良い。

II. 遺産分割協議書例

遺産分割協議書（例）

被相続人仙台太郎（平成〇年〇月〇日死亡、本籍地仙台市〇〇区〇〇丁目〇〇番地）の共同相続人である仙台花子、仙台一郎、仙台二郎は、本日、遺産分割協議を行い次のとおり合意した。

1. 次の各号不動産は、仙台花子と仙台一郎が持分各50%で取得する。

(1) 所在地 仙台市〇〇区〇〇丁目
地番 〇〇番〇〇
地目 宅地
地積 130㎡

(2) 所在地 仙台市〇〇区〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階80㎡ 2階60㎡

2. 次の預金は、仙台花子が取得する。

金融機関 〇〇銀行〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇
〇〇万円 (相続開始時の残高)

3. 仙台一郎は、仙台二郎に対し、遺産取得の代償として金〇〇万円を支払うものとする。

本遺産分割協議の成立を証するため本協議書3通を作成し、各自1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

仙台市〇〇区〇〇丁目〇-〇-〇

仙台花子 ㊟

仙台市〇〇区〇〇丁目〇-〇-〇

仙台一郎 ㊟

仙台市〇〇区〇〇丁目〇-〇-〇

仙台二郎 ㊟